

令和元年度施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策）

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり				
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。				
達成すべき目標	令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比26%削減(平成17年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減及び今世紀後半のできるだけ早期の「脱炭素社会」実現を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	115,826	124,253	135,967	162,366
	補正予算(b)	1,000	27,000	2,600	8,000
	繰越し等(c)	▲ 5,212	▲ 30,683	11047	
	合計(a+b+c)	111,614	120,570	149,614	
執行額(百万円)	88,048	96,940	114,743		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連提出) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年5月13日閣議決定) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月11日閣議決定、同月26日に国連提出) 日本の国が決定する貢献(NDC)(令和2年3月30日地球温暖化対策推進本部決定、翌日に国連提出) 				

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度			R元年度
温室効果ガス総排出量 (CO2換算トン)		14億800万	13億2,200万	13億500万	12億9,100万	12億4,000万	-	10億7,900万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (CO2換算トン)		12億3,500万	11億4,600万	11億2,700万	11億1,000万	10億5,900万	-	9億2,700万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン 及び一酸化二窒素の排出量 (CO2換算トン)		1億3,440万	1億3,080万	1億2,970万	1億3,030万	1億2,830万	-	1億2,350万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
代替フロン等4ガスの排出量 (CO2換算トン)		3,910万	4,520万	4,870万	5,090万	5,280万	-	2,890万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
吸収源活動により確保した温室効果 ガスの吸収量 (CO2換算トン)		-	5,670万	5,380万	5,640万	5,590万	-	4,690万 /約3,700万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	達成								
「COOL CHOICE」賛同者数 (個人)		-	-	214万	515万	664万	1,034万	600万	○
	年度ごとの目標値		-	120万	240万	420万	480万		
	達成								
「COOL CHOICE」賛同事業所数 (団体、企業、自治体)		-	-	1.1万	1.4万	9.5万	28.3万	40万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	25万		
	達成								

		(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><温室効果排出量></p> <p>○平成30年度の温室効果ガス排出量は、前年度比3.9%減(5,090万トン減)、平成25年度比12.0%減(1億6,960万トン減)となった。平成26年度以降、5年連続での減少となり、排出量を算定している平成2年度以降で最少の排出量となった。この要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO2排出量の減少や、エネルギー消費量の減少(省エネ、暖冬等)により、エネルギー起源のCO2排出量が減少したこと等が挙げられる。</p> <p><温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)></p> <p>○令和12年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として令和32年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた「地球温暖化対策計画」を平成28年5月13日に閣議決定し、これに基づき、省エネの徹底及び再エネの最大限の導入等の施策を推進している。</p> <p>○総理の指示のもと、平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」による提言が平成31年4月にとりまとめられ、これに基づき、令和元年6月11日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。</p> <p>○パリ協定を踏まえ、平成27年に提出した日本の約束草案(INDC)を前提としつつ、令和2年3月に新たに「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。</p> <p><代替フロン等ガスの排出抑制></p> <p>○代替フロン等4ガスの排出量が増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(平成30年度は前年度比4.7%増)したことが原因である。</p> <p>○平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類対策WGとの合同会議において、フロン類対策のフォローアップを進め、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を取りまとめた。同報告書を踏まえた改正フロン排出抑制法が令和元年6月に公布、令和2年4月1日に施行された。</p> <p><吸収源による温室効果ガスの排出抑制></p> <p>○令和2年度(2020)年度の吸収量目標値は、気候変動枠組条約事務局へ登録している京都議定書第2約束期間(2013~2020年)における2020年度の温室効果ガス削減目標のうち、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、令和12年度は、2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案における2030年度の温室効果ガス削減目標のうち、森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源とあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。</p> <p>○平成30年度の吸収量の数値は、令和2年度目標値を十分に上回っているが、今後、森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要である。</p> <p><COOL CHOICEの賛同者数></p> <p>○COOL CHOICEの賛同者数(個人)は、「地球温暖化対策のための国民運動実施計画」で設定した目標の600万人を達成したため、同計画において設定されている目標数に到達していないCOOL CHOICEの賛同事業所数(団体・企業・自治体)を指標として追加した。令和元年度においては、新たに約19万事業所からの賛同を得て、着実にCOOL CHOICEの認知・取組を拡大している。</p>	
		評価結果	施策の分析

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】 <施策> ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の提言を踏まえた長期戦略(令和元年6月11日閣議決定済み)に基づき、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現していく。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【吸収源対策】 <施策> ○令和2年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。 ○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内算定体制の検討を行う。 ○さらに、パリ協定の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【フロン類対策】 <施策> ○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○フロン類の廃棄時回収率について、10年以上3割台で低迷しているところ、地球温暖化対策計画に定める令和2年50%(目安)、令和12年70%の目標達成に向け、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議においてとりまとめられた「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を踏まえ、改正フロン排出抑制法が令和元年6月に公布、令和2年4月1日に施行された。この改正フロン排出抑制法の着実な運用を含め、廃棄時回収率向上に向けた抜本的な対策を推進する。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【国民への普及啓発】 <施策> ○地球温暖化は待たなしの課題であるという危機意識を共有するとともに、室内温度の適切な設定、省エネ家電・LED照明・エコカーへの買換え、エコドライブ等の地球温暖化対策に資する行動に結びつける。 <測定指標> ○これまで国民の具体的な省エネ行動(エコドライブ実施率等)をCO2排出削減の政策評価指標の目標とすることについての検討を進めてきたところ。引き続きCO2削減効果算出方法等の検討を進め、その結果等を踏まえ、現在関係省庁とともに検討を進めている地球温暖化対策計画の見直しにおいて、同計画中の「国民の努力の評価方法」の見直しを行うとともに、計画の変更にあわせて測定指標についても変更する。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の進捗状況の点検の議論を行った。 ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会において長期戦略に関する基本的考え方について議論を行い、提言をとりまとめた。 ○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法の改善について議論を行った。 ○中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」をとりまとめた。同報告書を踏まえた改正フロン排出抑制法が令和元年6月に公布、令和2年4月1日に施行された。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p style="text-align: center;">X</p>
----------------------------------	--------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 脱炭素社会移行推進室 フロン対策室 脱炭素化イノベーション 研究調査室 脱炭素ライフスタイル推 進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>坂口芳輝 倉谷英和 中島恵理 菊池圭一</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	---	-------------------------------------	---	-----------------	---------------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-2)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への低炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力で推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	17,851	14,968	16,705	16,408
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲ 4,528	1,198	887	
		合計(a+b+c)	13,323	16,166	17,592	
執行額(百万円)	11,330	13,511	10,363			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(令和元年12月13日宇宙開発戦略本部決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定) ・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月閣議決定) ・インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)(平成25年5月閣議決定、改訂版:令和元年6月経協インフラ戦略会議決定) 					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を7件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、42か国への支援を行った。					-	-
	JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模(環境省施策分)(単位:億円)	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
年度ごとの目標	218	633	1,141	2,080	2,755	2,000		
IPCCへの貢献	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ35件の専門家派遣を実施した。日本からは、土地関係特別報告書(令和元年8月公表)、海洋・雪氷圏特別報告書(令和元年9月公表)の執筆者として計7名、第6次評価報告書(令和3~4年公表予定)の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援した。					-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	<p>【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた途上国等への低炭素技術普及推進】 ○目標年度までに目標値を達成した。</p> <p>【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)において、13カ国・地域の大臣又は代表及び4つの機関の長とのバイ会談を延べ36回実施し、パリ協定6条の実施指針の議論に貢献した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による10年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書等の各種報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。 ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月から定常運用を開始した。 ○IPCC第6次評価報告書の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、初版を公表した。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>○令和元年5月末時点で148件のJCM資金支援事業を実施しており、うち51件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和元年5月末時点で、環境省施策分で55件のMRV方法論が承認された。また、8か国の28件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。 ○攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省、温対本部報告))に定められたJCM署名国の目標(3年間で倍増、8か国→16か国)については、1年前倒しで達成した。 ○COP25でのパリ協定の交渉では、6条(市場メカニズム)の実施指針について合意には至らなかったが、日本として議論の前進に貢献し、各国からも感謝が述べられた。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 引き続き、COP26での対処方針の策定に向けて取り組むとともに、6条交渉においては、COP26での合意に向け、これまでのJCMの経験を生かして日本として議論をリードしていく。</p> <p>【測定指標】 変更の必要なし。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会において、JCMの進捗状況についての議論を行った。 ○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合(令和元年度実績:4回開催)での議論をGOSAT-2データの校正検証に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GW温室効果ガス観測ミッション有識者会議(令和元年度実績:計3回開催)での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>海外展開戦略(環境)・地球温暖化対策計画・約束草案</p>
----------------------------------	----------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室 市場メカニズム室 脱炭素化イノベーション研究調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>辻原浩 井上和也 中島恵理</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	---	----------------------------	------------------------------	-----------------	---------------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-6)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進				
施策の概要	気候変動適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。				
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	予算の状況(百万円)	702	850	865	850
	当初予算(a)	702	850	865	850
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	702	850	865		
執行額(百万円)	683	838	787		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応計画(平成30年11月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) 				

測定指標	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	△
		-	-	-	-	14	31	67	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	△
		-	-	-	-	4	14	47	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R5年度	-
		-	適応計画策定	適応計画のフォローアップ方法の検討	適応計画のフォローアップの試行	気候変動適応法施行及び、法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響報告書の素案作成	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	○	
	-	-	6	8	8	10	10		
	年度ごとの目標値	-	-	6	6	10	-		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○第2次気候変動影響評価(2020年目途)に向けて、5つの分野別WGにおいて第1次気候変動影響評価以降の適応に関する科学的知見収集を行い、原稿案の作成を開始した。 ○気候変動適応計画等に基づき2018年度に実施した適応策についてフォローアップを行った。 ○2019年11月に気候変動適応推進会議を開催し、構成員に新たに防衛省を加えるとともに、「気候変動適応計画の平成30年度施策フォローアップ報告書」を取りまとめ、公表した。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和元年度気候変動適応策のPDCA手法確立調査事業」を実施し、検討委員会を立ち上げた。</p> <p>【地域における適応の推進】 地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行った。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和元年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を立ち上げ、茨城県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の5県で実施した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の地方公共団体、国の地方支分部局、研究機関等の参加の下情報交換等を行った。</p> <p>【国際協力】 気候変動適応法第18条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○10か国において、各国政府関係者と協議し、NAPプロセス実施(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を立ち上げた。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○適応計画に記載された2020年を目途とした第2次気候変動影響評価へつなげていくため、適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。 ○適応計画等に基づき実施した施策について、指標に基づいた進捗管理や順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的知見に基づく適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価に向けて知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業はNAPプロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進する必要がある。 ○AP-PLATはコンテンツを充実させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、気候変動により激甚化する気象災害に対してリスク情報を整備する必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。</p> <p>○適応計画(国は令和3年度に見直しを予定)についての、気候変動適応の進捗を図るための指標や順応的なアプローチの検討を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】 ○これまで「気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数」としていた指標を、気候変動適応法の施行に伴い ・気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数 ・気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを設置確保した都道府県数 と修正した。今後は施策の進捗に併せて随時指標を見直していく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、執筆を開始した第2次気候変動影響評価報告書の確認を行った。</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。</p> <p>○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価のあり方について、学識経験者等からなる「気候変動及びその影響の観測・監視の推進検討チーム」、「気候変動予測及び影響評価の検討チーム」を設置し、気候変動影響の観測・監視、気候変動予測及び影響評価のあり方等について検討を行った。</p> <p>○第2次気候変動影響評価に向け、最新の知見を収集分析するため、5つのWG(「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源、自然災害・沿岸域」、「自然生態系」、「健康」、「産業・経済活動、国民生活・都市生活」)を立ち上げ、最新の知見収集、分析を行った。</p> <p>○地域適応コンソーシアム事業では、全国運営委員会、各地域協議会及び5つの分野別作業部会(防災分野、健康分野、水産分野、農業分野、自然生態系分野)において、各分野の有識者を招聘し、気候変動影響に関する調査に対し科学的な助言がなされた。</p> <p>○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行うため、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」を立ち上げ、助言を受けた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p></p>
----------------------------------	---------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>高橋一彰</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	-------------	-----------------	---------------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-⑬)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	634	673	735	722
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	▲ 108	108	-	-
	合計(a+b+c)	526	781	735	-	
執行額(百万円)	471	747	632	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		H12年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度		R7年度
資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	H12年度	24.8	38.2	39.7	39.3	-	-	49.0	△
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	
人口側の循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	H12年度	10.0	15.6	15.4	14.9	-	-	18.0	△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	
出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	H12年度	35.8	44.4	43.5	43.3	-	-	47.0	△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
廃棄物最終処分量(百万トン)	H12年度	56.0	14.3	13.9	13.6	-	-	13.0	○
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	
焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額(一般社団法人日本産業機械工業会のごみ処理装置の輸出額を想定)(百万円)	H27年度	6,000	6,021	13,791	27,823	6,267	-	12,000	△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	基準	実績値					目標	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向となっている。また、人口側及び出口側の循環利用率も横ばいとなっている。廃棄物最終処分量は目標値に向けて年々減少している。また、我が国循環産業の海外展開に向けて、発展途上国との協力覚書等に基づく協力関係の構築を進めるとともに、アジア太平洋3R推進フォーラム等を通じて、着実にアジア各国等における3Rの取組を推進しており、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も増加傾向を示しているため。
	施策の分析	資源生産性については、2010年以降横ばい傾向であるが、2015年度には再度、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少し、2017年度には土木・建築需要の高まりによって増加に転じている。資源生産性を向上させるためには、引き続き、持続可能な成長を実現しつつ、化石燃料の消費量の削減など上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことが必要である。 循環利用率については、長期的な循環利用率の増加の一方で、近年は非金属鉱物系の循環利用量の減少によって、人口側の循環利用率も出口側の循環利用率も減少傾向となっている。非金属鉱物系の循環資源の用途は建設資材等に限定されていることから、発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれる。

次期目標等への反映の方向性	G7やG20等における国際的な資源効率性に関する議論や、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画（UNEP）国際資源パネル（IRP）やOECDの報告書等の国際動向を十分に踏まえつつ、次期循環型社会形成推進基本計画における目標・指標の検討を継続する。また、上流側での取組を強化し、再生資源のより一層の利用を促進し、資源生産性の向上を図るなど、ライフサイクル全体での取組を進めていくことにより、各指標を向上させていく。また、3Rイニシアティブやインフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）に基づき、我が国循環産業の海外展開の更なる促進を図り、焼却施設やリサイクル設備等の年間輸出货量（総額）を拡大させていく。				
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。 ・循環型社会形成施策について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて第四次循環型社会形成推進基本計画の点検を策定した。 				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定） 一般社団法人日本産業機械工業会 統計資料				
担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課循環型社会推進室	作成責任者名 （※記入は任意）	平尾 禎秀（循環型社会推進室長）	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-⑭)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	355	387	569	592
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	355	387	569	
	執行額(百万円)	455	379	525		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018 第2章力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 7. 安全で安心な暮らしの実現 (2)資源・エネルギー、環境対策 ②環境対策					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R6年度	△
		年度ごとの計画値	「別紙のとおり」						
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H30年度	○
		年度ごとの目標値	「別紙のとおり」						
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R6年度	△
		年度ごとの目標値	「別紙のとおり」						
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H30年度	○
		年度ごとの目標値	「別紙のとおり」						
	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	各年度	○
年度ごとの目標値		「別紙のとおり」							
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H30年度	△	
	年度ごとの目標値	「別紙のとおり」							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり ○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、プラスチック製容器包装、その他の色のガラス製容器は近年横ばいで、ペットボトルが増加傾向となっている。 ○家電リサイクル法については、平成30年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成30年度は59.7%となっており、回収率目標である56%を上回った。 ○食品リサイクル法については、再生利用等実施率について、食品製造業では平成25年度から継続して達成されており、食品小売業、食品卸売業及び外食産業でも着実に増加している。 ○建設リサイクル法については、国交省の実態調査結果によると、平成30年度の特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率は96.2%であり、目標値(95.0%)を達成している。 ○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 ○小型家電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成27年度に6万7千トン、平成28年度に6万8千トン、平成29年度に7万8千トン、平成30年度は10万4千トンと着実に増加している。特に、平成29、30年度の東京2020大会組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通じて、小型家電リサイクル制度のPRを積極的に行った結果、回収量が制度開始後初となる10万トンを到達。
	施策の分析	○各種リサイクル法で定める指標の達成に向けて、自治体やリサイクラー等に必要な調査・支援を実施。 ○各種リサイクル制度において、施策の実施により指標の達成や実績値の向上など着実な成果が見られる。 ○指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。

次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル制度の推進等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 小型家電リサイクルについては、メダルプロジェクトの機運を活用した「アフターメダルプロジェクト」を通じ、小型家電の回収量目標達成に向けて引き続き取組を進めてまいりたい。 食品リサイクルについては、食品ロス削減推進法基本方針も踏まえ、2030年食品ロスの半減目標達成に向け、自治体の取組支援及び消費者の行動変容を促す取組を引き続き推進してまいりたい。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法の検討・評価を実施し、一部の測定指標を見直した。 更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</p> <p>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</p> <p>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</p> <p>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</p> <p>○産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ(第7回) 中央環境審議会 循環型社会部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び 使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会(第20回)資料3</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	平尾 禎秀(リサイクル推進室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------------------	--------------------	------------------	----------	--------

指標

測定指		指標									
		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]									
年度ごとの目標値		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	目標年度	目標値	
指標1	ア	年度ごとの計画値	781	779	771	770	769	708	702	R6年度	689 (計画値)
		年度ごとの実績値	788	766	745	717					
	イ	年度ごとの計画値	136	136	112	114	115	100	101		102 (計画値)
		年度ごとの実績値	80	77	74	76					
ウ	年度ごとの計画値	305	306	292	291	290	312	313	317 (計画値)		
	年度ごとの実績値	293	298	302	318						
エ	年度ごとの計画値	763	770	745	751	759	726	726	726 (計画値)		
	年度ごとの実績値	746	739	741	741						
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	56	-	-	-	H30年度	56
		年度ごとの実績値	52.2	50.7	53.4	59.7					
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	95	95	R6年度	95
		年度ごとの実績値	95	95	95	-					
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	75	75	75		75
		年度ごとの実績値	60	65	67	-					
ウ	年度ごとの目標値	55	55	55	55	60	60	60	60		
	年度ごとの実績値	47	49	51	-						
エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	50	50	50		
	年度ごとの実績値	23	23	32	-						
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	95	-	-	-	H30年度	95
		年度ごとの実績値	-	-	-	96.2					
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70	各年度	50(～平成26年度)
		実績値	96.5～98.8	97.3～98.7	97.9～98.9	97.1～98.7					70(平成27年度～)
イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85	85	85	
	実績値	93～94	93～94	94	94						
指標6	-	年度ごとの目標値	-	-	-	14	14	14	14	平成30年度 ※令和2年5月(予定)の 審議会の結 論を踏まえ て年度を更 新予定	14
		実績値	6.69	6.79	7.83	10.04					(計画値)

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-19)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	37,035	37,034	44,432	41,971
		補正予算(b)	54,021	92,802	121,722	-
		繰越し等(c)	23,882	▲ 18,401	▲ 51,731	
		合計(a+b+c)	114,938	111,435	114,423	
	執行額(百万円)	107,946	92,093	106,775		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4次循環型社会形成推進計画 国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H12年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	△
		55	44	43	43	43	-	38	
	年度ごとの目標値		-					-	
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H12年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	△
		433	343	338	336	335	-	310	
	年度ごとの目標		-					-	
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	×
		21	20	20	20	20	-	28	
	年度ごとの目標		-					-	
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	○
		4.7	4.2	4.0	3.9	3.8	-	3.2	
年度ごとの目標		-					-		
3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	○	
	36	33	31	30	30	-	25		
年度ごとの目標		-					-		
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成	
	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	○	
	33	24	24	22	22	-	33		
年度ごとの目標値		-					-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 現時点において、一般廃棄物の排出量は、このまま推移すれば目標値を達成する見込みである。一般廃棄物の最終処分量及び一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標量を達成した。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。
	施策の分析	○環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示す等の取組を進めてきた。 ○リサイクル率については、その分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少のほとんどは紙類の減少によるものである。また、総資源化量の約5割を占める中間処理後再生利用量(市町村等が処理をして資源化された量)は横ばい、約3割弱を占める集団回収量(市民団体等による回収量(市町村等把握分))と約2割強を占める直接資源化量(再生業者に引き渡した量)は減少傾向にある。 そのほか、古紙や古布などのこれまで再生利用されていた品目についても、地域によっては滞留している事例も確認され、さらなるリサイクル率の低下が危惧されることから、今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討、実施する必要がある。

	次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。</p> <p>○財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)の更なる普及等により、市町村の3Rの取組支援を行う。</p> <p>○上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。</p> <p>○さらに、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。</p> <p>○上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。</p>
--	-------------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成29年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉 良雄(廃棄物適正処理推進課長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--------------------------	--------------------	--------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-16)

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	7,700	8,216	7,105	6,409
		補正予算(b)	2,710	2,232	-	-
		繰越し等(c)	▲857	▲679	-	-
		合計(a+b+c)	9,553	9,769	7,109	-
	執行額(百万円)	9,705	9,605	6,506	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第四次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		379	391	387	384	-	-	390	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	△
		55	53	53	52	-	-	56	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
	産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		13	10	10	10	-	-	13	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
	PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理(台)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	-	
		-	256,191	283,358	312,854	337,056	-		332,000
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-
	PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	-	
-		4,621	6,451	8,261	10,134	-	11,000		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-	
電子マニフェストの普及率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度	-		
	-	42	47	53	58	63		70	
年度ごとの目標		-	50	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・産業廃棄物の最終処分量は、前倒して目標を達成した。排出量、リサイクルはわずかに目標に届いていないものの、達成する見込みである。 ・PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。
	施策の分析	・がれき類や鉱さい、ばいじん等の主要なリサイクル用途は建設資材等に集中していることから、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性がある。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要がある。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 【測定指標】 ・平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更したことに伴い、平成28年度以降の測定指標を見直した。 ・更なる産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等				
担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一 (廃棄物規制課長)	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-⑪)

施策名	目標4-5廃棄物の不法投棄の防止等				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分規制の推進 				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	574	651	666	1,376
	補正予算(b)	901	1,144	-	-
	繰越し等(c)	92	▲ 27	-	-
	合計(a+b+c)	1,567	1,768	1,680	-
執行額(百万円)	1,575	1,549	1,375	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・未来投資戦略2017 				

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度			
支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	H26年度	90	100	95	103	103	-	50	×
	年度ごとの目標値		91	81	72	63	56		
	特定支障除去等事業の件数(件)	基準値	-	-	-	-	-	-	
特定支障除去等事業の件数(件)	H27年度	-	13	12	12	12	12	0	○
	年度ごとの目標		13	13	12	12	12		
	産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数(件)	基準値	-	-	-	-	-	-	
産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数(件)	H27年度	143	143	131	163	155	-	100	×
	年度ごとの目標値		131	122	115	109	104		
	パーゼル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準値	-	-	-	-	-	-	
パーゼル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	H27年度	-	3	0	1	0	2	4	○
	年度ごとの目標値		1	0	2	0	2		
	パーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準値	-	-	-	-	-	-	
パーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	H26年度	9	20	6	2	7	14	4	×
	年度ごとの目標値		-	8	4	4	4		
	クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準値	-	-	-	-	-	-	
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	H27年度	-	0	0	0	0	0	0	○
	年度ごとの目標値		0	0	0	0	0		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数は目標値には届かなかったものの、年々減少傾向にある。クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は減少しているものの、不法投棄の新規発見件数は近年横ばいで推移しており、未だ撲滅には至っていないことから、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく必要がある。 ・また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされたところ。 ・廃棄物等の越境移動の適正化の推進については、年々、輸入国からの通報が年々減少している一方、令和元年度は昨今のプラスチック海洋汚染に端を発する国際課題に関連し、プラスチック関連の通報が目立つことから、引き続き、税関が実施する輸出貨物検査の立会いや未然防止の対策を図っていくこととする。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現、有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現、廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現のために、今後も不断の取組が必要である。 ・平成30年度から都道府県等において実施してきた未然防止・拡大防止対策の優良な先進的事例等について、国において情報を収集し全国的に横展開等を図ることにより対策の充実を図ってきたところ。また、未然防止対策を一層推進するため、新規手法や先端的な情報通信技術等の活用手法などの検討・確立に取り組むこととしている。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要指標である、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数については、前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定し取組を推進する。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度産業廃棄物不法投棄等実態調査(平成30年度実績) ・支障除去等に対する支援に関する検討報告書
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一 (廃棄物規制課長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	------------	--------------------	--------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-18)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	129	64	71	77
		補正予算(b)	0	60	70	0
		繰越し等(c)	0	▲60	▲10	
		合計(a+b+c)	129	64	131	
執行額(百万円)	115	64	131			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

測定指標	浄化槽適正普及管理率(%) = 合併浄化槽基数×11条検査率(合併)/浄化槽全数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	
	年度ごとの目標値		27	28	29	29	-	41	×

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④進展が大きくない (判断根拠) 平成30年度の目標40%に対して、平成30年度の実績値は29%である。また、ここ数年の実績値は微増のため、現状のままでは令和元年度の目標値41%を達成することは困難である。
	施策の分析	合併処理浄化槽の普及率だけでなく、適切な管理をなされている浄化槽の状況を把握するために本測定指標を定めているところである。しかし、この測定指標の基となる全浄化槽中に占める合併処理浄化槽の普及率は48%(H30)→50%(R1)、合併処理浄化槽の11条検査受検率は60%(H30)→61%(R1)とともに年間1~2%ずつの微増となっており、大幅に改善しているとは言えない。浄化槽適正普及管理率の向上に向けて、令和元年度に法改正を実施し、公共浄化槽制度の創設や都道府県への浄化槽台帳の義務付け等、浄化槽の適正な維持管理や合併処理浄化槽への転換等のための制度体制を整えたところである。今後、法改正の内容を現場へ反映することで、11条k検査の受検率向上等、浄化槽の適正管理や汚水処理普及率の増加を促し、水環境の保全を実現させる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、面的整備の一層の推進を図る。残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。特に、老朽化した単独処理浄化槽、公共所有の単独処理浄化槽について、重点的に転換を実施する。 【測定指標】 現状の測定指標は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び維持管理の適正化の両方を把握することができる。この他ふさわしい指標がある場合は見直しを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24~30年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年~31年度の浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	相澤 寛史(浄化槽推進室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------------------	--------------------	----------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-19)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	災害廃棄物のできるだけ早期の処理・処分を完了する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	19,335	28,202	27,771	37,700
	補正予算(b)	0	0	9,414	—	
	繰越し等(c)	1,206	1,278	▲ 14,302		
	合計(a+b+c)	20,541	29,480	22,883		
執行額(百万円)	14,564	26,234	22,301			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理・処分割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り平成26年3月末までに完了。 ○福島県についても平成27年3月末までに、一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破碎選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。 【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉 良雄(廃棄物適正処理推進課長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------------	--------------------	--------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-20)

施策名	目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。					
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,641	3,315	3,131	3,764
		補正予算(b)	7,322	29,574	63,561	-
		繰越し等(c)	30,172	▲ 1,993	▲ 31,455	
		合計(a+b+c)	41,135	30,896	35,237	
執行額(百万円)	39,649	20,488	31,388			
平成29年度実施施策に係る政策評価書	第四次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画					

測定指標	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	○
		8%	21%	24%	27%	39%	51%	60%	
	年度ごとの目標値		10%	15%	20%	25%	30%		
	ごみ焼却施設における老朽化対策率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R7年度	○
		77%	88%	91%	93%	92%	86%	85%	
	年度ごとの目標		-	-	85%	85%	85%		
	熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	○
		50%	99%	100%	-	-	-	-	
	年度ごとの目標		99%	100%	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 全測定指標において、年度ごとの目標を達成した。
	施策の分析	・平成30年度に引き続き、全ての測定指標について目標を達成した。 ・目標年度における目標達成に向けて引き続き進捗管理を行い、取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築に向けて、引き続き市町村における災害廃棄物処理計画策定に関する取組を更に強化することが必要である。また、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、災害廃棄物処理の更なる迅速化を図っていく。 【測定指標】 ・平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、市町村における災害廃棄物処理計画策定率に関する測定指標を見直した。 ・更なる災害廃棄物処理体制の構築に向けて、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	災害廃棄物対策推進検討会 等
-----------------	----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果 等
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉 良雄(災害廃棄物対策室長)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--------------------------------	--------------------	------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-②)

施策名	目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)				
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。				
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	30,904	69,037	86,941	67,278
	補正予算(b)	-	-	▲ 9692	-
	繰越し等(c)	▲ 16886	▲ 42281	▲ 1629	-
	合計(a+b+c)	14,019	26,756	75,620	-
執行額(百万円)	13,701	24,169			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・総理大臣施政方針演説「常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。」(令和2年1月・抜粋) 				

測定指標	特定復興再生拠点区域において避難指示解除(先行)に必要な範囲の除染が完了した町村数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R元年度	
		0	-	-	0	0	3	3	
	年度ごとの目標値		-	-	0	0	3		
	特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R4年度	
0		-	-	0	0	0	6		
年度ごとの目標		-	-	0	0	0			
特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	H29年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R4年度		
	0	-	-	0	0	0	6		
年度ごとの目標		-	-	0	0	2			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで家屋等の解体・除染工事を開始するなど、着実に取組を進めているため。 なお、令和2年3月に先行して避難指示が解除された区域については、避難指示解除までに除染を完了した。 特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入については2市町村が概ね完了している。
	施策の分析	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体・除染を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体・除染を着実に進めていくことが重要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用 -

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 -

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担当 参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	川又 孝太郎(環境再生事業担当参事官) 則久 雅司(特定廃棄物対策担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------------------------------------	--------------------	--	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-29)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価				
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価				
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	5,095	5,662	6,582	6,217
	補正予算(b)	866	-	516	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	5,961	5,662	7,098	-
執行額(百万円)	5,874	5,487	7,012	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	77	94	89	97	95	80	○
	年度ごとの目標値	80	80	80	80	80		
	基準値	実績値					目標値	
②環境リスク初期評価実施物質数	-	22	15	12	17	16	14	○
	年度ごとの目標値	14	14	12	14	14		
	基準値	実績値					目標値	
③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	-	132	155	175	184	198	200	○
	年度ごとの目標値	100	120	140	160	180		
	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
④子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	-	追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施	参加者追跡率(97%)	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(96%)	参加者追跡率(95%)	全国10万人のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	○
		金属類等の化学分析の実施	有機フッ素化合物類等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びフェノール類化合物類等の化学分析の実施	事業成果の情報発信及びフタル酸エステル代謝物等の化学分析の実施			
	年度ごとの目標	-	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①化学物質環境実態調査では、R1年度に95物質・媒体について調査を実施したことをはじめ、直近5年間の実績値(平均値)が目標値を上回っている。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、16物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表し、目標を達成した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」(EXTEND2016)で設定した目標を達成した。 ④フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できている、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。			
	施策の分析	①化学物質環境実態調査の結果については、調査要望を受けていた省内の化学物質規制等の施策を行っている部署にフィードバックし、それぞれの施策に活用されている。 ②環境リスク初期評価については、令和元年度までに381物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。 ③EXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質のリスク評価・リスク管理の手法の検討に向けて、有用な知見を得た。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査では、調査における参加者の追跡率を高値で維持し、データ解析を行うための化学物質の分析も順調に進めているところ。着実に調査の解析に必要なデータの蓄積や分析が進むことで、調査の効果的な実施につながり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①今後も引き続き省内関連部署から調査の要望があった化学物質について、着実に一般環境の残留状況を調査する。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、関係課室の要望も踏まえて化学物質の初期評価を実施する。 ③今後も引き続きEXTEND2016に基づき選定した内分泌かく乱作用に係る評価対象物質について有害性評価を行い、当該物質の適切なリスク評価・リスク管理に向けて、その手法の検討に資する有用な知見を得る。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き着実な調査の実施と計画的な化学物質の分析を進める。また、調査の進捗に応じて収集・分析したデータから得られた成果を社会に還元する。 【測定指標】 ①化学物質対策に係る各種施策を行う上で、必要となる基礎データの提供状況について測定可能な指標として、今後も引き続き「化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数」を指標とする。 ②環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ③引き続き、EXTEND2016に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用について文献調査等を踏まえて選定した評価対象物質の選定数を指標とする。 ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率と化学物質の分析の実施状況を測定指標とする。			
学識経験を有する者の知見の活用	①化学物質環境実態調査については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映している。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①令和元年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第25回)資料2-3) ②化学物質の環境リスク評価(第18巻) ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016」に基づく取組について(中央環境審議会環境保健部会(第39回)資料6) ④参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、研究の進捗について(令和元年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-2)				
担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 太田 志津子 環境リスク評価 室長 山本 英紀	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-30)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	765	826	864	939
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	765	826	864	-
執行額(百万円)	717	726	798	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	182	181	191	208	210	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	○
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		試験法の調査・検討	試験法案の作成	試験法の比較検討	試験法の比較検討	試験法の検証	試験法の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供	
	年度ごとの目標	試験法案の作成	課題抽出、試験法案の検討	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	課題への対応、OECDへの提案準備			
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(ト)の把握	基準	施策の進捗状況(実績)(年度は届出対象年度で、翌年度集計)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	375,384	375,924	387,101	391,342	-	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	×
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
		-	24	23	17	20	16	20	
年度ごとの目標	27	24	27	24	23				
⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	○	
	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度		
	-	3,389	3,610	3,218	3,267	4,678	-		
年度ごとの目標	3,000	3,000	調査計画の見直しのための検討を実施	3,000	3,000				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和元年度の物質数は、210物質であり、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を省く評価可能な物質の全てを占めており、目標を達成している。</p> <p>②令和元年度には、ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けたリングテストを想定し、実験的な検証を行った。引き続き、試験機関ごとの手技や設備等による影響の大きさを検証する必要があるが、ヨコエビ試験法の有効性に關する一定の結果が得られ目標を達成している。</p> <p>③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、令和元年度においては平成30年度とほぼ同水準の派遣状況となっており、目標とする派遣数を達成していない。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、平成31年度に得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数は4678であり、目標を達成している。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。</p> <p>②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。</p> <p>③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。</p> <p>④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。</p> <p>⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。</p> <p>②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。</p> <p>③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化審法第一種指定化学物質の届出排出量・移動量を測定指標とする。</p> <p>④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。</p> <p>⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③令和元年度には、環境省、経済産業省合同で審議会を開催し、化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について令和元年6月に「今後の化学物質対策の在り方について」(答申)を取りまとめた。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①生態影響に関する優先度判定(第199回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料1-4)、生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第199回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料4-4)、令和元年度有害性の評価が困難な化学物質の有害性の評価手法に係る検討業務報告書</p> <p>②令和元年度有害性の評価が困難な化学物質の有害性の評価手法に係る検討業務報告書</p> <p>③今後の化学物質環境対策の在り方について(令和元年6月、中央環境審議会答申)</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p>				
担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 太田 志津子 環境リスク評価室長 山本 英紀 化学物質審査室長 柳田 貴広	政策評価実施時期	令和2年9月

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-31)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	604	740	769	783
		補正予算(b)	▲1	▲4	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	603	736	769	-
執行額(百万円)	558	720	750	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度 (一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
		-	16	16	14	20	13	-	
		年度ごとの目標値	-	12	12	16	16	16	13
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
		-	0	2	4	5	7	-	
		年度ごとの目標	-	0	2	4	6	8	-
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R3年度	-
		-	180	177	150	172	144	180	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和元年度は、測定したPOPs条約対象物質及び候補物質数の実績値が、選定要件より設定した目標値を下回っている。これは測定する物質を減らしたものによるが、多方、媒体は増やしている。 ②水銀対策について、環境省と国連環境計画アジア太平洋事務所が主導し、水俣市と協働して日本の知見を活かした水俣条約実施推進プロジェクトを開始し、アジア太平洋地域諸国の水銀対策の向上、ひいては条約の実施・遵守の推進を支援。その他の案件形成も進んでいるが、国際機関側及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による準備遅れのため、計上は次年度以降となる見込み。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施した。
	施策の分析	①POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行い、目標とした候補物質群数を下回ったが調査媒体を増やした。また、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 ②水銀実態調査の実施、日本の水銀対策技術の国際展開等を通じた水銀に関する水俣条約の効果的な実施に向けた各国との連携を進めた。 ③GHSに基づく環境危険有害性の分類(再分類を含む)を行い、GHSに基づく事業者のラベル表示・SDS(安全データシート)作成を支援した。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 ①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。 ②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。 ③国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。 【測定指標】 ①今後も引き続き、「化学物質環境実態調査のあり方について」の調査対象物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数を指標とする。 ②相手国の内部手続、我が国との会計年度の違い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。 ③今後も引き続き、最新の情報に基づきGHS分類(再分類を含む)を実施した物質数を指標とする。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>①POPs条約対応のため、「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を実施し、その検討結果を取組に反映させている。 ①SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。 ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会を通して、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。 ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、取組に反映させている。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第15回)資料2-6) 令和元年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第25回)資料2-3)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 太田 志津子 水銀対策推進室長 須田 恵理子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>
--------------	-------------------------------	----------------------------	--	-----------------	---------------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R1-32)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	481	467	632	490
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	▲ 11	-
		合計(a+b+c)	481	467	621	-
執行額(百万円)	395	375	463	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域等における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	5	6	10	5	8	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
-		149	147	147	145	145	-	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業):茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシシ酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改変の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシシ酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・A事案区域等の環境調査等に関しては、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシシ酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。 【測定指標】 ・引き続きA事案区域等における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	・「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシシ酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシシ酸(DPAA)等のリスク評価第4次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境リスク評価室 室長 山本 英紀	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------	--------------------	----------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-④)

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施				
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。				
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	104	90	90	88
	補正予算(b)	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	-	
	合計(a+b+c)	104	90	90	
執行額(百万円)	96	83	84		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	第五次環境基本計画の点検	中央環境審議会総合政策部会を2回開催し、第五次環境基本計画の進捗について点検を実施した。	目標	達成
			R2年度 点検	○
	環境白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、英語版白書を発行した。	目標	達成
			R元年度 年1回発行	○
	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明する。	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。	目標	達成
			R元年度 国会等へ説明	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・平成30年4月、第五次環境基本計画を閣議決定し、同計画の進捗状況の点検のため、令和元年度は中央環境審議会総合政策部会を2回開催した。 ・環境白書、英語版白書を発行した。 ・見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。
	施策の分析	・第五次環境基本計画の点検は、令和元年度から実施し、目標を達成することができた。 ・令和元年版環境白書を作成し、国会へ報告するとともに、同白書の英語版を作成した。 ・環境保全経費の見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境基本計画の進捗点検、環境白書の作成及び環境保全経費のとりまとめは、環境保全に関する基本的な施策であり、必要不可欠であるので、引き続き、効果的な実施に努める。 【測定指標】 環境基本計画については、毎年度、進捗状況の点検が確実に実施されたことがわかる指標であり、妥当である。また、環境白書の作成及び環境保全経費の見積り方針の調整は法定事項であり、今後も引き続き実施する必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会総合政策部会を2回開催し、議論を行った。
-----------------	-----------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)
---------------------------	---------------------------

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 松田 尚之	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---------------	--------------------	-----------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-④)

施策名	目標9-2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善				
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。				
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講ずることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	535	639	633	547
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	535	639	633		
執行額(百万円)	468	552	468		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定) 海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)				

測定指標	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	395(123)	447(123)	497(123)	534(123)	600(123)	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
		-	283	357	423	489	557	-	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	風力発電の迅速化による審査日数(累積平均)[日]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	年度	
-		409	412	433	459	465	465	○	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 風力発電所等の案件が増加したが、環境保全のため適切に環境大臣意見を提出。また、環境影響評価法の審査手続の迅速化についても、審査期間の短縮に努めた結果、法の対象案件について、迅速化を実現。
	施策の分析	・インターネットの活用や研修の開催等による情報提供の場の整備、環境省における審査体制の強化、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法の開発、環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討等を行い、環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。 ・風力発電の迅速化については、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ検証を行い、国等による審査期間の短縮、事業者による調査期間の短縮のための国の取組は、一定の成果を上げていると評価した。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境影響評価制度等を通じた、事業活動に係る環境保全上の適切な配慮を確保するため、引き続き施策を総合的に進めていく。 【測定指標】 令和元年度から国内で洋上風力発電が本格化した。陸上風力発電に比べて相当程度事業規模が大きいことを踏まえつつ、引き続き、同じ測定指標により、手続・審査の状況を検証し評価していく。 風力発電事業や火力発電事業等の環境大臣意見の中で、事業実施の再検討等の厳しい意見を述べたものについては、その後の計画において、その意見がどこまで反映されているかをフォローアップする等の取組を定期的実施し、状況の把握に努めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	法に基づく案件数 http://www.env.go.jp/policy/assess/3-3statistic/index.html
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	堀上 勝	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------	--------------------	------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-④)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発					
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の気候や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。					
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	11,684	11,936	13,725	18,167
		補正予算(b)	866	-	516	-
		繰越し等(c)	55	48	31	
		合計(a+b+c)	12,605	11,984	14,272	
執行額(百万円)	12,134	11,174	13,293			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第5期科学技術基本計画「第1章(3)、(4)」(平成28年1月22日閣議決定)					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	各年度
	環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	-	29/55 (52.7%)	27/42 (64.3%)	35/58 (60.3%)	41/50 (82.0%)	46/53 (86.8%)	60%以上
年度ごとの目標値		60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上		
測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	H20年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	×
	87	18	15	14	10	13	20	
年度ごとの目標		32	36	20	20	20		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・環境研究総合推進費は目標値を達成した。 ・環境技術実証事業は、従来からの実証対象技術の一部がJIS化され、本事業の対象外となったこと等により、実証件数は目標には及ばなかった。しかしながら、通算では649技術を実証しており、世界トップレベルの実績を有している。
	施策の分析	環境研究総合推進費については、研究管理強化等の運用改善に努め、H28年度以降は継続して目標値を達成している。環境技術実証事業については、行政事業レビューの公開プロセスを受けてH31年度(R1年度)より、対象技術の範囲を拡大し、事業スキームも大きく変更したところであるが、新規分野の技術申請が増えたことにより、技術実証を行う第三者機関の申請が無い等により実証に至らなかった事例があり、目標件数に及ばなかった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境研究総合推進費については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」(令和元年5月環境大臣決定)において、今後5年間で取り組むべき重点課題の設定等が行われたことや、外部有識者からの評価・提言を踏まえ、引き続き運用改善を図る。また、環境技術実証事業については、事業スキームの改善等について検討し、目標の達成を図る。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、引き続き策定目標の達成に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	環境研究総合推進費事業における研究・技術開発課題については、環境研究企画委員会の研究部会等により事前・中間・事後評価を実施し、環境研究企画委員会が、研究部会ごとの研究評価結果を基に総合的な検討を行った上で、最終的な評価結果を取りまとめ、研究者に開示している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境研究総合推進費: 中間・事後評価の結果 http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai_hyouka/chukan_jigo.html ・環境技術実証事業: これまでの実証成果(実証済み技術一覧) http://www.env.go.jp/policy/etv/verified/index.html#01
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房総合政策課 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	曾宮 和夫	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	----------------------	--------------------	-------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省R1-④)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度
	当初予算(a)	1,920	2,058	2,170	2,308
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	1,920	2,058	2,170	
執行額(百万円)	1,844	1,879	2,070		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	-				

測定指標	1 環境省ホームページへのアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
		-	-	-	-	138,902,982	214,319,082	172,439,440	
	年度ごとの目標値	-	-	-	169,091,101	170,765,271	-		
	2 研修実施回数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
-		49	52	54	55	54	51		
年度ごとの目標値	49	50	54	54	53	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ----- (判断根拠) ・環境省ホームページへのアクセス数は目標値の125.5%であった。 ・研修実施回数については、目標値であった研修実施回数を達成した。
	施策の分析	環境統計・環境情報の総合的な整備については、第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、環境統計・情報を容易に利用できる形で国民に提供するとともに、政策立案等により一層活用していくため、環境データの整備等を着実に実施している。研修については着実に実施し、年度目標を達成できている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・環境情報の体系的な整備、国民等への提供は、環境行政の各種政策を推進する基盤であり、また国民の様々なニーズに対応するものであることから、環境情報の収集・整理や国民への分かりやすい情報提供、オープンデータ等の取組を一層強化する必要がある。 【測定指標】 ・環境省ホームページへのアクセス数については、目標年度までは当面現行の測定指標のままとすることが妥当である。また、研修についても着実に実施すべき施策であり、引き続き現行の測定指標のままとする。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房環境計画課 大臣官房総務課 環境情報室 大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室 大臣官房総務課広報室	作成責任者名 (※記入は任意)	松田 尚之 杉井 威夫 岡崎 雄太 近藤 亮太	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	---	--------------------	----------------------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-④)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	185,123	145,542	105,383	105,924
	補正予算(b)	▲ 18,139	▲ 28,093	▲ 21,085	-	
	繰越し等(c)	23,730	2,293	11,147		
	合計(a+b+c)	190,714	119,742	95,445		
執行額(百万円)	128,871	88,011	-			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数(累積)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	△
		1	1	1	2	4	4	7	
	年度ごとの目標値		1	3	7	7	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○	
	0	-	-	6.4万	5.3万	5万			
年度ごとの目標		-	-	7.5万	5万				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したものの、その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は目標値よりも少なくなっている。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を行っている。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、令和2年3月末時点で約263万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、令和2年3月末時点で、5施設が処理を完了、5施設が稼働中、1施設が建設工事中である。 指定廃棄物の処理において、 ①福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、令和2年3月末時点で仮設焼却施設が稼働中。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和2年3月末時点で石巻圏域では処理が終了、仙南圏域では本格焼却を開始したものの令和元年東日本台風によって中断中、大崎圏域では令和2年度に本格焼却開始予定、黒川圏域では試験焼却は終了しその後は農地還元の方針となっている。また、栃木県においては、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、市町単位での暫定的な集約化の方針を平成30年11月に決定し、県・保管市町と調整を行っている。 福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和2年3月末時点で117,671袋搬入された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が着実に進んでおり、埋立処分に処理の段階が移行しているため、昨年度に測定指標を特定廃棄物埋立処分施設への搬入量に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を評価していく。

学識経験を有する者の知見の活用 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 -

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	則久 雅司(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------------	--------------------	-------------------	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-45)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
	当初予算(a)	473,025	401,114	326,813	459,104
	補正予算(b)	▲ 42,450	▲ 61,810	133,536	-
	繰越し等(c)	97,462	▲ 1,828	▲ 124,042	
	合計(a+b+c)	528,037	337,476	336,307	
執行額(百万円)	445,447	281,580	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成29年11月・抜粋) 				

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		除染土壌等の仮置場等の解消等	<p>平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。令和2年3月末時点で、除染特別地域においては156か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では404か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。</p> <p>また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事を実施している。令和2年3月末時点で、除染特別地域においては116か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では410か所の原状回復が完了している。</p> <p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。</p>
中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、令和2年3月末時点で全体面積の約73%に当たる約1,164haが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には現在整備している全ての土壌貯蔵施設及び除染に伴い発生した廃棄物等を貯蔵する施設の運転が開始したことにより、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。</p> <p>輸送については、令和2年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m³(令和元年10月末時点)のうち累計で約668万m³の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度はすべて検出下限値未満となっている。</p>	長期的な目標	-

仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	○
	-	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	183.9万㎡	405.9万㎡	400万㎡	
年度ごとの目標		5万㎡	15万㎡	50万㎡	180万㎡	400万㎡		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施しており、令和2年3月末時点で、除染特別地域においては156か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では404か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施しており、令和2年3月末時点で、除染特別地域においては116か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では410か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を平成31年3月末までに4回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で開催しているところである。 ○「2019年度の間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 令和2年3月末までに、輸送対象物量約1,400万立方メートル(令和元年10月末時点)のうち累計で約668万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、約1,164haの用地を取得した。 除去土壌の再生利用については、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯館村において、盛土を造成し、空間線量率等のモニタリング結果から安全性を確認し、飯館村では試験栽培等により農地としての安全性を確認した。
	施策の分析	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「令和2年度の間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	川又 孝太郎(環境再生事業 担当参事官) 鮎川 智一(環境再生施設整備 担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	--	--------------------	---	----------	--------

令和元年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R1-④)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,194	2,170	2,077	1,976
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2,194	2,170	2,077	-
執行額(百万円)	1,357	1,343	1,487	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	毎年度	○
		15	20	23	25	23	27	20	
	年度ごとの目標値	-	20	20	20	20	20	-	-
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	毎年度	○
		92	87	90	92	91	95	80	
	年度ごとの目標値	-	80	80	80	80	80	-	-
	③専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	基準値	実績値					目標値	達成
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	毎年度	×
11		51	72	96	87	44	72		
年度ごとの目標値	-	-	72	72	72	72	-	-	
④福島県「県民健康調査」の進捗	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	毎年度	○	
		福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県「県民健康調査」の着実な実施		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、27件の採択等を行った。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、95%の受講者満足度を得た。なお、受講者の声として、住民の質問に専門家から直接回答があり、不安を解消できた、相談内容を住民間で共有できる良い機会になった、定期的に開催してほしいなどという声があった。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)については、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、44件の専門家派遣を実施した。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。 <p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <p><被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。</p> <p><安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)> 「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、説明内容の重点化や実施回数などについて改善が必要である。</p> <p><放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)> 「施策の方向性」における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。なお、令和4年春までに特定復興再生拠点区域の避難指示は順次解除される予定であり、放射線による健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。</p> <p><福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 「施策の方向性」において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	—				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—				
担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 章記(放射線健康管理担当参事官)	政策評価実施時期	令和2年9月